

別表第1の1（第5条関係）

不 動 産 分 類 表

分 類		区 分	説 明
固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	土 地	大学の有する一切の土地
		建 物	大学の有する一切の建物（仮設物は除く。）
		建 物 附 属 設 備	上記の建物の機能を果たす為に必要な設備で耐用年数1年以上のもの
		構 築 物	土地に定着して建造された建物以外のもので耐用年数1年以上のもの
		船 舶	大学の有する一切の船舶
	無 形 固 定 資 産	地 上 権 等	地上権，地役権，水利権，鉱業権その他これらに準ずる権利
		特 許 権 等	特許権，実用新案権，商標権，著作権その他これらに準ずる権利

注 不動産分類表の細分は，区分の下に種目を置き，当該種目は別表第1の2により定めるものとする。